

06 訪問介護サービスの提供体制の確保

政策提言先 厚生労働省

政策提言の要旨

中山間地域では、介護人材の不足が深刻化しており、特に訪問介護員の不足が顕著となっています。認知症高齢者や独居高齢者が増加しているなか、在宅で安定的に生活し続けられるためには訪問介護サービスの提供が不可欠です。しかしながら、事業所の廃業や人材不足によって、十分なサービス量の確保が困難になる懸念が生じています。

こうした中、国では3区分（「大都市部」「一般市等」「中山間・人口減少地域」）によるサービス提供体制を検討しているところであり、本県のような中山間地域では人員基準を緩和したサービス提供が可能になる一方、報酬が安価に設定される懸念があります。

このため、中山間地域での訪問介護サービスの提供が持続可能となる基本報酬の設定を行うこと。また、新たな仕組み（移動経費への補助）の実施にあたっては、補助が必要となることが当該市町村の責めに帰す事由でないことを踏まえ、介護給付費と同様の財源構成（2号保険料も充当）により実施すること。さらには、当該市町村及び事業所における新たな事務負担の軽減に配慮することを提言します。

【政策提言の具体的内容】

- 1 令和6年度報酬改定の影響を精査し、令和9年度報酬改定の検討に活用すること。
特に、訪問介護の報酬引き下げに伴う影響の精査や、中山間地域に所在する小規模事業所の経営実態の把握に努めること。
- 2 報酬の設定や新たな仕組み（移動経費への補助）の実施にあたっては、以下の点に留意すること。
 - ①上記1を踏まえ、中山間地域における訪問介護サービスの持続可能性に配慮した基本報酬を設定すること
 - ②地域支援事業で移動経費の補助を行う場合は、当該市町村の責めに帰す事由でないことを踏まえ、介護給付費と同様の財源構成（2号保険料も充当）によって実施すること
 - ③新たな仕組みを設定する場合は、当該市町村や事業所における事務負担の軽減に配慮すること

【政策提言の理由】

- 国では、全国を3区分（「大都市部」「一般市等」「中山間・人口減少地域」）に分けてサービス提供体制を検討。その中で、「中山間・人口減少地域」では人員基準を緩和したサービス提供が検討されているが、仮に少ない人員で運営が可能との考えから報酬が安価に設定されると、事業のさらなる縮小や撤退を招く懸念がある。
- 市町村が実施する「地域支援事業」の中で移動コストへの配慮（圏域を超えて訪問する際の経費やサービス提供にかかる追加的な費用を補助する仕組み）が検討されており、この点については期待するところである。一方で、当該市町村の費用負担の増大や市町村及び事業所における新たな事務負担の発生が懸念される。

【高知県担当課】 子ども・福祉政策部 長寿社会課